

令和3年度 第7回阿見町農業委員会会議録

1. 日 時：令和3年10月11日（月）午後3時30分
2. 場 所：阿見町役場 4階 全員協議会議室
3. 出席委員：農業委員 7名
2番 小 泉 治 久 君
3番 柳 生 利 幸 君
4番 浅 野 敬 司 君
5番 吉 田 和 嗣 君
6番 島 田 辰 男 君
9番 青 山 和 泉 君
10番 山 崎 久 司 君
農地利用最適化推進委員 9名
2番 吉 田 一 男 君
3番 山 崎 明 君
4番 小 見 川 清 君
5番 小 松 崎 秀 昭 君
6番 福 岡 み つ 子 君
7番 諏 訪 原 早 苗 君
8番 野 口 裕 司 君
9番 栗 山 繁 君
10番 大 塚 康 夫 君
4. 欠席委員：農業委員 1番 藤平清子 君 7番 長谷川義洋 君 8番 横張清彦 君
農地利用最適化推進委員
1番 渡邊 通 君
5. 議事日程：第1 議事録署名委員の指名
第2
議案第1号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について
議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画及び
農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画
の決定について
議案第4号 農地改良協議に対する決定について
報告第1号 農地法第3条の規定による農地中間管理機構の農地売買等事業の届出に
対する決定について
報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定に
ついて
報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定に
ついて
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
その他
6. 農業委員会事務局
農業委員会事務局長 吉田 恭久 君
農業委員会事務局 久保田義和 君
農業委員会事務局 関山 学 君
7. 会議の概要
午後1時30分 開会
事務局は、定刻に達したので開会を宣する。
阿見町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長になる。

議 長： 本日の出席委員は16名で総会成立を宣し、議事録署名委員について議長指名でよろしいか諮ったところ全員異議なしにより、4番浅野敬司委員・5番吉田和嗣委員の両名を指名した。続いて議事に入る。

<議案第1号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について>

議 長： 議案第1号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事 務 局： 議案第1号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について

今回は、1件の申請がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

整理番号1番、申請日9月24日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が5aです。計画内容は自己用住宅、契約内容は所有権移転売買、申請地は〇〇から南東へ約60mに位置しており、周囲は宅地等に囲まれており、第3種農地及び第1種農地には該当しないため、第2種農地と判断しました。選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。

計画内容は、木造平屋建て建築面積は1a。造成計画は、現状のまま利用し、用排水計画は、地下水くみ上げ、雨水は敷地内に浸透枿を設置、汚水雑排水は浄化槽で処理後、敷地内処理します。資金調達は、住宅ローンによる融資、他法令については、都計法第29条許可申請済であります。

また、周知の包蔵地内（中台後遺跡）であることから、文化財保護法関連の手続きを進めているところであります。ちなみに、この申請地は、平成4年2月17日付で転用許可により、現所有者が取得。その後、事業が実施されないまま現在に至っています。当初の転用目的は、店舗【美容室】です。

建築を伴う案件ですので、県南県民センター建築指導課との調整の上、許可の際には許可日を設定することをご了承願います。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を5番吉田和嗣委員お願いいたします。

5番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は休耕中の農地であり、管理は適正に行われていました。また、隣地境界及び土地利用計画内容からも問題なく、周辺への影響もありませんでした。

よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

9番： 譲渡人は、以前の申請の際は、自己用住宅ではないんですね。

事 務 局： 当初、平成4年の許可の際は、店舗、美容室で許可が出ていました。

9番： なぜ、地目変更しなかったのでしょうか。

事 務 局： 現在まで、農地のままでした。

9番： 農地は持てないですね。

事 務 局： 許可証に基づいて、所有権移転を行ったということです。

9番： 転用を実行しなかったで、良いのでしょうか。

事 務 局： 実際に、建物が建たないと、地目変更はできません。

9番： 農地のままで持っていたんですね。農地を持てる権利のある人でしょうか。

事 務 局： 実際に耕作する目的で取得したわけではないので、雑草等の管理は継続して行っていました。

会長： 当初、工事着工時期、工事完了時期はでていましたよね。
ただ、この筆の斜め前、数メートルの場所に理容所がありましたね。

9番： 今回は、自己用住宅ですね。

事務局： はい、そうです。

9番： 農地を取得できない人が5条許可で所有権を移転して、計画を実行せずに、転売したことになりませんか。

会長： 5条許可なので、所有権移転はできますね。なにか事情があり、事業が実行出来なかったのでしょうか。

9番： 予定通りに工事が完了していないということですよ。

事務局： 本来であれば、事業が継続しているのか、破綻しているのか。

9番： 破綻なのか、転売のためだったのか、わかりませんね。

会長： 許可されると、農地から離れていってしまう、農地でなくなります。用途が変わると申請をし直しですね。

事務局： はい。用途が変わるという解釈で、申請を受け付けました。
先程、会長がおっしゃられたとおり、当時、許可された際に、農地からははずれています。

9番： 許可が出ているのであれば、審議の必要があるのでしょうか。

事務局： 登記地目が畑のままであり、用途が変わるということで、申請となっています。

議長： 他、質疑ありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。
これより議案第1号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について、本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
（全員挙手）
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

<議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について>

議長： 続いて、議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定についてを議題と致します。
事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について
今回は、6件の申請がありました。詳細については、お読み取りください。
整理番号1番から6番、地目は田で1筆、10a、地目は畑で6筆、200a、面積合計210a、貸し手6名、借り手3名と1社、設定する権利は、賃貸借3件、使用貸借3件、新規設定3件、再設定3件です。

議長： 説明は以上です。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

9番： 整理番号5番6番は、何を作るのですか。

事務局： さつま芋です。
従来、相対で借りていたようです。会社としてだけでなく、個人としても、さつま芋の生産を進めています。

議長： 他、質疑ありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。
これより議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について採決をいたします。
（全員挙手）
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

＜議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定について＞

議長： 続いて、議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定について

詳細については、お読み取りください。

今月の案件は11件です。田6筆164a、畑5筆122a、面積合計286a、貸し手6名、借り手、5名と2社です。

議長： 説明は以上です。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定についてを採決いたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり決定いたします。

＜議案第4号 農地改良協議に対する決定について＞

議長： 続いて、議案第4号 農地改良協議に対する決定についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第4号 農地改良協議に対する決定について

今回は、2件の申請がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

申請地の位置ですが、整理番号1番が、〇〇から東へ約400m。整理番号2番が同じく〇〇から東へ約600mの場所に位置します。いずれも都市計画道路〇〇線整備に伴う工事発生土を用い、阿見町土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例の適用外証明が添付されています。

整理番号1番は、農振農用地区域外で埋立土量は140m³。周囲は道路で隣接する農地は無く、埋立後の作付け計画はさつまいもです。

整理番号2番は、農振農用地区域内で埋立土量は280m³。隣地承諾書が添付され、埋立後の作付け計画はさつまいもです。

以上、簡単ではありますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を9番青山和泉委員、整理番号2番を4番浅野敬司委員お願ひいたします。

9番： 整理番号1番について報告します。現地は都市計画道路に囲まれた三角地帯で周りより低くなっています。農振農用地からはずれています。湿地解消ということで、今回の農地改良は、妥当であると判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

4番： 整理番号2番について報告します。現在、工事中の道路、側溝があり、晴天が続いていたので乾いていましたが、仮に掘ってみたところ水が流れていました。当日立会いの農業委員が近くの畑を借りて作っていましたが、水はけが悪く、今回の2筆だけでなく、一帯的に水はけを良くする方法があればと話していました。

- 議 長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
- 9 番： 申請地の周辺は一帯的に水はけが悪く、このままだと、農地として使えなくなり、荒廃してまいります。町として、何かしらの対策をとらなければと思います。全体を考えないと、今回の申請だけ対応しても、周りの農地が使えなくなります。
- 会長： 申請地の近くを耕作している、小松崎委員、現状はどうでしょう。
- 推 5 番： 一ヶ月くらい水がたまった状態の場所もあります。
- 6 番： トラクターは入れますか。
- 推 5 番： 入れないですね。
- 4 番： 使えない農地が増えては困りますね。
- 推 5 番： 申請地だけ改良しても、周りは使えなくなります。
- 9 番： 行政から指導するのはどうでしょう。
- 事 務 局： 都市整備担当より、10月8日現地調査の際、現在行っている都市計画道路より隣地農地が低くなってしまい、暗渠管をつけて排水したらどうかというご指摘がありました。現在進めている寺子・飯倉線の計画策定にあたっては、可能な限り道路の高さを隣接地より低くなるよう検討しましたが、道路排水の放流先が上長地区の水路及び若栗地区の水路の二ヶ所と限られており、これらの水路の高さを考慮すると、道路の高さを低く設定した場合、道路排水が水路より低くなり、放流が不可能となる事から、現在の道路計画となっております。整備によって道路より低くなる隣接地については、施工を進めながら状況を確認し、排水等に問題が生じた際には対策を検討していきます。ということでコメントをいただいています。
- 4 番： 既に支障をきたしていますよね。
- 推 5 番： そうですね。本来なら設計の段階で説明していかないとだめですね。
- 会長： 隣地地権者の意向を聞いたほうがいいですね。説明会を開くとか、方法を考えた方がいい、今回の総会の農業委員会からの意見を再度伝えた方がいいですね。
- 事 務 局： はい。そういたします。
- 議 長： 他、質疑ありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。
これより議案第4号 農地改良協議に対する決定について採決をいたします。
整理番号2番については条件付きで、本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
（全員挙手）
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<報告事項>

- 議 長： これより報告事項に入ります。事務局お願いします。
- 事 務 局： 報告第1号農地法第3条の規定による農地中間管理機構の農地売買等事業の届出に対する決定について、案件は2件です。
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。
- 議 長： 報告第1号については以上です。
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。
特に発言がないようなので、以上で報告第1号を終わります。
- 事 務 局： 続きまして、報告第2号農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は1件です。
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。
- 議 長： 報告第2号については以上です。
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第2号を終わります。

事務局： 続きまして、報告第3号農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は11件です。
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第3号については以上です。
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第3号を終わります。

事務局： 続きまして、報告第4号農地法18条第6項の規定による通知書の受理について、案件は1件です。
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第4号については以上です。
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。
特に発言がないようなので、以上で報告第4号を終わります。
以上で本日の議案をすべて終了いたしました。次にその他に入ります。事務局お願いします。

<その他>

事務局： その他（事務連絡）

①今後の予定

10月12日（火）13（水） 土壌風食防止用の麦種子配布
10月15日（金）～27日（水） サンクラブ農業体験

②現地調査及び総会の予定

11月現地調査 11月 9日（火） 当番農委 6番島田辰男委員
当番農委 8番横張清彦委員
11月定例総会 11月10日（水）

③その他

里芋の収穫

11月 2日（火）午前9時～ 雨天順延 4日（木）

委員公募 12月頃（広報、HP） 1月中旬締め切り予定

議長： 以上で本日の議案はすべて終了いたしました。その他、質疑・意見等ございませんか。ないようですので、本日の総会はこれで閉会します。ご苦労様でした。

午後4時30分 閉会

議長 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印